

沖縄県医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業給付金支給要綱

令和8年3月27日
保医第1120号

(趣旨)

第1条 知事は、別表に定める医療機関等に対し予算の範囲内で給付金を支給するものとし、この手続については沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付対象)

第2条 給付金の支給の対象となる医療機関等は次のとおりとする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション及び薬局(いずれも健康保険法(大正11年法律第70号)上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。この交付要綱においては以下同じ。)のうち、別表の1(2)に定めるものとする。

(2) 診療所等物価支援事業

有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び薬局

(給付金の支給額の算出方法)

第3条 この給付金の支給額は、別表により算出された額の合計額とする。ただし、事業区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(給付金の支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下、「給付事業者」という。)は、知事が別に定める日までに、事業別に定める申請書に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

(支給決定)

第5条 知事は前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請をした者に給付金の支給決定(変更支給決定を含む)を通知する。

2 診療所等物価支援事業においては、前項の通知は給付金を支給することが適当

であると認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって代える。この場合、申請書を申請者からの請求書とみなす。

(支給の条件)

第6条 本給付金の支給の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 本給付金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
 - ア 給付事業者が地方公共団体の場合本給付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を給付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - イ 給付事業者が地方公共団体以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を本給付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(変更申請手続)

第7条 本給付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加支給申請等を行う場合には、第4条に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 給付事業者は、給付金の支給申請を取り下げようとするときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 給付事業者は、知事の要求があったときは、給付事業の遂行状況について、知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 給付事業者は、給付事業が完了したとき（給付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業別に定める実績報告書に關係書類を添えて知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(給付金の額の確定)

第11条 本給付金の額の確定は、第5条第1項をもって代えるものとする

- 2 診療所等物価支援事業においては、確定通知は同条第2項に定める給付金を支給することが適当であると認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって代えるものとする。
- 3 知事は、前項により支給すべき給付金の額を確定するに当たり、特に必要があるときは、給付事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

(給付金の返還)

第12条 知事は、支給すべき給付金の額を確定した場合において、既にその額を超える給付金が支給されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

(給付金の概算払又は前金払)

第13条 知事は必要があると認める場合においては、交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

(証拠書類の保管)

第14条 本給付金の支給を受けた医療機関等は、当該支援金に係る証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管し、厚生労働省及び沖縄県が行う、本給付金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(検査及び報告)

第15条 知事は、給付金の適正な執行の確保のため、必要に応じて給付事業者に対して、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(書類等の提出)

第16条 給付事業者は、この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業所管課へ提出するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月27日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに支給を決定した支援金については、同日後もなおその効力を有する。

1 診療所等賃上げ支援事業

(1) 目的
本事業の目的は、国の医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱(令和8年2月26日医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「国の実施要綱」という。)の3(1)に定めるものとする。
(2) 本事業の対象となる医療機関等
本事業の対象となる医療機関等は、国の実施要綱の3(3)に定めるものとする。
(3) 本事業の対象者
本事業の対象者は、国の実施要綱の3(4)に定めるものとする。
(4) 給付金の支給額
給付金の支給額は国の実施要綱の3(5)に定める額を基準額とし、給付対象経費の実支出額と比較して少ない方の額とする。
(5) 本事業の内容
本事業の内容は、国の実施要綱の3(6)に定めるものとする。
(6) 賃金改善の内容
賃金改善の内容は、国の実施要綱の3(7)に定めるものとする。
(7) 申請及び実績報告
ア 申請期限 別に定める。 イ 申請様式 支給申請書兼請求書(様式第1-1号)、診療所等賃上げ支援事業申請書(様式第2号)、その他必要書類 ウ 実績報告期限 別に定める。 エ 実績報告様式 実績報告書(賃金改善報告書)(様式第3号)
(8) 留意事項
留意事項は、国の実施要綱の3(8)に定めるものとする。

2 診療所等物価支援事業

(1) 目的
本事業の目的は、国の実施要綱の4(1)に定めるものとする。
(2) 本事業の内容
本事業の内容は、国の実施要綱の4(3)に定めるものとする。
(3) 給付金の支給額
給付金の支給額は、国の実施要綱の4(4)に定めるものとする。
(4) 申請及び実績報告
ア 申請期限 別に定める。 イ 申請様式 支給申請書兼請求書（様式第1—2号）、診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書(様式第4号)、その他必要書類 ウ 実績報告期限 別に定める。 エ 実績報告様式 診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書(様式第4号)
(5) 留意事項
留意事項は、国の実施要綱の4(5)に定めるものとする。